

大阪市規則第103号

大阪市公園条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市公園条例施行規則（昭和52年大阪市規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（条例第2条の5第1項第5号の市規則で定める都市公園等）</p> <p>第1条 大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第2条の5第1項第5号の市規則で定める都市公園は、<u>中之島公園、うめきた公園、桜之宮公園、大阪城公園、天王寺公園及び鶴見緑地</u>とする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>（条例第2条の5第1項第5号の市規則で定める都市公園等）</p> <p>第1条 大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号。以下「条例」という。）第2条の5第1項第5号の市規則で定める都市公園は、<u>中之島公園、桜之宮公園</u>、大阪城公園、天王寺公園及び鶴見緑地とする。</p> <p>[2 同左]</p>
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年9月6日から施行する。